

控 訴 人 特定非営利活動法人空援隊

被控訴人 日本放送協会

## 控訴人 第2準備書面

平成24年6月11日

控訴人 特定非営利活動法人空援隊

理事長 小西 理

頭書事件に関し、平成24年5月23日付け、被控訴人「答弁書」に対する反論、及び、控訴人の主張の補充を行う。

### 第1 本審「答弁書」への反論

#### 1 被控訴人の主張は、推論に過ぎない。

被控訴人の主張の重要な部分は、全て、遺骨の収集数が、控訴人関与以降に劇的に増加している正当な理由を認めないことに起因している。

現地での遺骨盗難事件は、副次的なものであり、収集事業との直接的な関わりの事実は無い。日本の収集事業により誘発されたものと被控訴人は決め付けているが、違法な日、米、朝鮮人グループ等による違法収集の可能性もあるはずである。被控訴人は、盗難遺骨の混入について、なんら直接的な証拠を示さず、周辺事象から類

推し「それしか考えられない」から事実であると強弁しており、自らの取材検証能力の低さを露呈しているだけである。詳細は後述の通り、明らかに失当である。

このように、必ずしも確実であると言えない事象につき、可能性があると言うだけで、自ら事実であるに違いないと思い込み、その思い込みに沿った部分のみを取材結果として編集し、さも事実であることが確かであるようにすり替えて公に放送したところに、本件放送の違法性が存在している。

## 2 答弁書「第 2-1 はじめに」について

被控訴人は、本件放送後に厚生労働省が公表した「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」（甲 15、乙 28／以下、「検証報告書」という。）を以って、本件摘示事実の重要な部分において真実だと認められるべきだとするが、被控訴人の事実誤認による推論であり、真実とは程遠い。

検証報告書は、そもそも本件番組の内容を否定するものであり、詳細は原告第 4 準備書面にまとめて記載の通りである。被控訴人は、原告第 4 準備書面での控訴人の主張を黙殺したまま、被告準備書面 3 の主張をあらためて繰り返しているだけである。

「検証報告書」には、「DNA 鑑定の結果は、現時点で得られたサンプルデータ（日本人 1,312 個体、フィリピン人 423 個体）に基づき、一定の可能性を示すものであり、直ちに該当検体が日本人又はフィリピン人のものであることを完全に確定させるものではなく、サンプル数が増えれば、解析結果が変わる可能性がある」ということが明示されている。よって、直ちにフィリピン人遺骨の混入を決定づける事象では無い。

加えて「検証報告書」には、ミンドロ島、及び、アバタン村での収集遺骨について、「宣誓供述書」に各地区長らが自らサインをし、盗難遺骨との関連性は見られなかったこと、並びに、遺骨の鑑定人（フィルメ氏）は、従来の方法に加え、宣誓供述書を確認し、遺骨の男女や子供等の区別を行い、旧日本兵の遺骨の選別に努め

ていたことが報告されており、被控訴人の主張は、いずれも自らの推論を元にした強弁の追認に過ぎず、新たに真実性を担保するものではない。

仮に、被控訴人において、検証報告書の一面から、盗難遺骨の混入が確からしいと考察したとしても、それは同時に、同じ検証報告書内の他面（上述の各事項を含む原告第4準備書面に記載の事実）を無視した結果であり、とても報道機関が行う正常な判断とは言えない。

被控訴人が主張する「本件各摘示事実が真実と認められるべき」理由は、即ち、「①検証報告書からすれば日本兵以外の骨が相当数含まれていたことは明らかであり、②ミンドロ島での戦没者数を上回る遺骨が日本に送還されていること等を含めて検討すると、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている事実は真実というべきで、それは③フィリピン人の遺骨は墓から持って来たとしか考えられないから、遺骨盗難事件と収集遺骨が関連していると考え、④宣誓供述書や鑑定人による鑑定が、日本兵の選別する役割を果たしていないから、盗難遺骨がそのまま日本に送還されている。」ということであるが、①はただ可能性があるというものであり、②は根拠としている文献の数字が確実なものでは無く、③は確証なき飛躍論であり、④は独自論である。

文字通り、いずれの事象も、被控訴人が真実だと認められるべきだと思っているだけであって、それが、真実であることの証明には成らないのは自明である。

控訴人は、控訴審において、被控訴人の客観性なき独自の断定表現に十分な注意を求めるとともに、あらためて本件放送の過失・故意性を主張する。

### 3 「第1-2(1) 遺骨帰還事業主体の誤認と争点の遺漏に対して」について

被控訴人は、控訴人の言うところの「遺骨帰還事業の主体」の意味を正しく理解していない。

被控訴人は、控訴人が事業の委託を受けているから、即ち、事業の責任主体であ

ると、単純に決めつけているようであるが、原審においても何度も証明済みの通り、被控訴人が本件番組において、ずさんであると指摘する「宣誓供述書方式」及び「遺骨鑑定方法」については、いずれも日比両政府の合意のもと決定されたものであり、控訴人には何ら裁量の権限が無い。

被控訴人は、検証報告書（甲 15、乙 28）に記載の「委託契約書の実施要項で、鑑定人の鑑定及び収容した遺骨の一時保管までが委託事項に含まれていた」という部分を指摘しているが、実施要項に記載があることが、実際に実施されていたことの証明にはならない。

そもそも、仮に「鑑定人の鑑定」が委託事項に含まれていたとしても、文字通り、遺骨の鑑定を行うのは鑑定人であり、その鑑定について控訴人が関与できる余地は無いから、被控訴人の指摘は意味を為さず、他方「遺骨の一時保管まで」と明記してある点につき、一時保管後の最終的な遺骨の判別、及び、日本への遺骨送還については、逆に、控訴人の受託事業には含まれていないことが、明白である。事実、控訴人は、厚生労働省の指示通りの方法で遺骨を収集しており、明らかに異常なものであると認められる場合にその骨を除く以外には、遺骨の判別を全く行っていない。

加えて、同検証報告書、及び、検証報告書についての厚生労働省 HP 発表（甲 16、乙 29）には、「現地の鑑定人による遺骨の鑑定は、当省職員立会いの下で行われていた」とあり、これによっても控訴人が鑑定を指揮していたわけでは無いことは明らかである。

また、被控訴人は、厚生労働省が事業の改善を行う理由を「民間の委託団体である控訴人が遺骨収集事業の核となる収集作業を行っていたからこそ」としているが、根拠のない決めつけに過ぎない。検証報告書は、そもそも本件放送内容を検証する目的で行われ、その疑いの事実が認められなかったことを確認しており、同 11 頁には「疑惑が生じることがないよう事業を適切に実施するため」とその理由が明記され、事業主体に関わらず、マスコミ及び国民から有らぬ疑いを持たれな

いための厚生労働省による対応策である。

被控訴人は、一時保管までの収集作業の実施者と、収集方法及び遺骨鑑定（判別）の責任者とを混同して論じており、控訴人の主張する「遺骨帰還事業の責任主体」についての反論が成立していない。

他方、被控訴人は、原告第4準備書面（16から17頁）に対して、被告準備書面3（8頁）で反論を行っているとは主張しているが、原告第4準備書面は全11頁であり16.17頁は無い。該当箇所は、原告第3準備書面の誤植であるとすれば、その内容は、まず前半では「原告が責任対象であるとは一言も述べておらず」と主張し、中盤では主に控訴人の実名報道についての弁明を行っているだけであって、唯一、最後に付言として、検証報告書の実施要項についての記載（本審答弁書記載に全く同じ）を指摘しているのみである。

これについて、原判決（争点1）では「原告が、政府から委託を受けた遺骨収集事業をずさんな方法で行っており、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている（後略）」とあり、控訴人を責任主体として名誉毀損を行った事実が原審で認められており、かつ、本審答弁書においても被控訴人自身が、事業の問題点の主体が控訴人であることを摘示したことを認めているので、先の主張は既に意味を為していない。

また、付言については上述のとおりである。検証報告書の概要（甲16、乙29）において、「遺骨の鑑定は、厚生労働省職員の立会いの下で行われ、全ての遺骨に対して比国立博物館の証明書が発行されていた」ことが明らかであり、被控訴人は「遺骨の鑑定」に関与していない。（原告第4準備書面（2頁以降）において、反論済みである。）

一方、被控訴人は「本件番組は、遺骨収集事業が国家事業であること、控訴人は民間委託を受けたものである」という構造を明示したうえで、控訴人による遺骨収集

の問題点を摘示し、控訴人及び所官庁の責任者の認識や見解を伝えたもの」であると述べているが、事実と相違する主張である。

本件番組では、①部分的民間委託を事実にして「全面委託、丸投げ」と称し、②日比両政府が合意のもと控訴人受託前から実施されていた「宣誓供述書方式」や「遺骨鑑定方法」の不備について、控訴人の事業上の問題点であると摘示し、③従来から行われている遺骨発見者への労賃等の支払いを控訴人による新方式であるとして視聴者に誤認させ、かつ、④紛れもない労賃の支払いを遺骨一体当たり換算での遺骨と引き換えに金銭を支払うという誤った事実摘示を行い、更には、⑤控訴人、及び、厚生労働省責任者の認識や見解を自論に沿うように編集し、当人の真意とは全く違う形で伝えたものである。

被控訴人において、未だに、「日本の遺骨帰還事業」についての正しい理解がないのは、決定的な本件放送の明らかな欠陥である。遅きに期しているとはいえ、(だからこそ一刻も早く)被控訴人は自らの事実誤認を認め、謝罪・訂正放送を行うべきである。

#### 4 その他「控訴理由書に対する被控訴人の反論」について

控訴人の控訴理由書は、原審での被控訴人の主張を踏まえての新たな主張であるから、本審答弁書においての被控訴人の原審主張の繰り返しは、全く意味を為していない。一部追加とみられる反論についても手前勝手な決めつけに過ぎず、失当である。

よって、控訴人の主張は、「控訴理由書」の通りであることを再主張した上で、以下、特に本件摘示事実の被控訴人の過失、故意性に関連する事象についてのみ、追加主張を行う。

##### (1) 労賃について

控訴人が厚生労働省に提出した「事業報告書」(甲 21)は、記載方法や内容に

ついでに指導を厚生労働省職員より密に受けて作成したものであり、被控訴人が反論するような自己申告では無い。控訴人による現地住民への労賃の支払いの事実は日本政府が認めたものである。また、被控訴人が、委託事業におけるこれら日本の公的文書を事前に確認すらしていなかった事実が問題であり、大衆雑誌の娯楽記事の（一般人でも容易く信じない）数字を根拠に真実相当性の抗弁を主張する取材姿勢こそが、逆に、本件放送の目的の公益性を軽んじた本件摘示事実の過失、故意性を裏付ける事象である。

加えて、本件摘示事実（a）の「アバタン村村民男性の年収」に関するナレーションへの反論も、原審に引き続き、視聴者の視点を全く無視したものである。

被控訴人に、この「視聴者の視点」がないことが、本件放送の虚偽性を生んだ一因であり、逆に言えば、自らは真実相当性の抗弁を予め用意し、アリバイ作りをした上で、敢えて視聴者に誤解を生じさせるように、本件番組を制作したとも言える。

## （2）訴外亀■■氏らと被控訴人の関係 ～ 名ばかりの反対取材について

本件番組の取材過程において、訴外亀■■氏の影響が尋常ではないことは、控訴理由書（16-17頁）、原告第3準備書面（21頁）、及び、ワンワン村村長の証言（甲27）等からも明らかである。

本件番組冒頭で、疑惑を提示する遺族として登場していることはもちろん、現地取材でも亀■■氏が同行コーディネートしており（甲27、32：ワンワン村での取材の様子）、加えて本訴における被控訴人証拠の1/3以上が亀■■氏の関係するものである他、原判決の真実相当性の抗弁（本件摘示事実（a）、（b））に使用されている雑誌記事（甲9、乙11）はまさしく亀■■氏が情報源であることからしても、亀■■氏なしでは、本件番組が成立しない。

一方、原審判決日の傍聴席には、本■■氏を始めとする亀■■氏と行動を共にしている遺族ら数名と、亀■■氏関連の記事を常々宣伝掲載している「まにら新聞」の

記者などが集まり、本判決の傍聴前後に懇談しており、また先の控訴審第一回口頭弁論の際にも、何故か、本■■氏が傍聴（期日を誰に聞いたのかは不明であるが）しており、その後、被控訴人代理人弁護士ら、及び、被控訴人法務部職員や記者らと一緒に、控室にて一同に介していた様子である。これらの事実、本件番組の放送直後から本件番組と連動するように、亀■■氏本■■氏らが控訴人活動の妨害工作や、政府の遺骨収集事業に対する抗議活動を激化させていた事実とを併せると、被控訴人は、亀■■氏ら一部遺族の視点に立った取材をしていたのみならず、一連の反対行動に加担する目的で本件番組を放送した可能性が高い。（本件には共同謀議による偽計業務妨害の疑いが存在している。）

他方、被控訴人は、亀■■氏への依拠の他にも「本件番組の制作にあたり、現地住民、控訴人スタッフ、在比大使館、遺骨鑑定の専門家、厚生労働省等に対して、多角的に取材を行っている」（本審答弁書 6 頁）と主張しているが、単に取材を多方面に行ったからといって、それが即ち多角的に取材をしている根拠にはならない。取材先が複数あることと、視点多岐であることとは、全く別事象である。

事実、控訴人倉田や厚生労働省の担当室長を始め、現地住民ら（ワンワン村村長、アバタン村村長、アバタン村男性）等、本件番組に登場する被取材者の多くが、自らの発言内容主旨と違う形で番組上使用されていると指摘しており（甲 2.3.19.27.28）、とても複数ある対立意見を多角的な論点から紹介しているとは言えないし、実際に事実を曲げた内容であったことも明らかである。

特に、被控訴人が「反対取材」と称する、控訴人倉田や厚生労働省担当室長への取材（乙 2、甲 20）においては、取材内容や質問事項に偏り（意見の押し付け等）が多く見られ（控訴人倉田への取材時には、内■■氏が激昂している場面もある）、同様に、アバタン村村民男性の取材時にも「質問が非常に恣意的であった」旨の本人証言（甲 28）があり、これらの取材が、とても被控訴人の言うところの「相手の言い分を聞きとるもの」であったとは、言い難いものである。



また、控訴人倉田や厚生労働省担当室長への取材が、放送日直前（僅か2日前、3日前）であったことから、この時点では、取材結果を踏まえて番組内容を十分に検討することが出来ないばかりか、既にほぼ出来上がっているはずの本件番組構成等を変更することは、到底無理な時期であるから、あくまでも予め用意されたシナリオに沿った必要なコメントのみを撮影するために取材に訪れたことが容易に推測されるとともに、当然その取材結果は真実相当性の根拠にはなり得ないものである。（詳細は、控訴理由書17頁、18頁に記載の通り）

中立・公平性は、双方の主張を正しく取り上げることであって、単に取材に行ったからそれで許されるということにはならないのは、言うまでもない。

尚、被控訴人は、「現地取材の後で、控訴人を取材することは問題ではない」と主張しているが、現地取材の前か後であるかということを用いているわけでは無く、被控訴人による論点のすり替えである。

取材の内容的にも、反対取材とは名ばかりのものであったことは、前段の通りであり、単に、公平な取材を見せかけに体裁を整える為に用意したものであると言える。結果的にも、本件番組で編集後紹介されている部分は、総じて、本件番組冒頭の疑いを補強するものであることから、また、上述の亀■■氏の関与の大きさをも含めて考察すると、本件番組は、対立する意見を多面的に国民に紹介するものでは無く、亀■■氏ら一部遺族の意見に同調した偏向報道であったということは、当然の帰結である。少なくとも、控訴人を貶める内容であることを十分に認知しながら、その効果を知った上で、名指しで非難放送したものである。

### (3) 被控訴人の故意・過失性、チェック体制の機能不全について

被控訴人の反論（本審答弁書7頁前半）自体が、機能不全の非常に分かりやすい例となっている。

まず、控訴人の主張は、放送法上の義務（放送法第4条、81条）が、そのまま民事上の過失になるかどうかでは無く、放送法上の義務すら履行されていない状

態を以て、管理・監督責任はもとより、チェック体制の機能不全が存在している点を指摘するものである。

「放送法上の義務」があることは、一般にも認知され、単に法律上の義務というに留まらず、公共放送であれば当然に果たされるものとしての社会的義務としての側面を持っていることは自明である。言い換えれば、国民は、公共放送である被控訴人の為す放送内容は、公平中立で、事実在即し、多角的な観点から制作されていることを前提に視聴しており、過失や故意により偏向した虚偽の放送をしていることは想定していないのである。

つまりは、公共放送で有れば、当然に放送法上の義務を履行しているはずであるところ、仮に、違反が有るとするならば、即ち、不偏不党の原理に値せず、名誉毀損に関する過失・故意性についても同様に疑われるものであり、真実相当性も当然に欠くものと言える。

よって、本件番組が、対立する意見の一方に加担した内容であり、公平・中立性に欠けるものであるならば、当然、名誉毀損に対する過失・故意性が疑われ、真実相当性の抗弁も成立していない、という趣旨の主張である。

そもそも被控訴人が、本件番組においても、放送法上の義務を果たしていたと言うのであれば、その点を客観的に示すことで事足りるはずのところ、敢えて、放送法上の義務からの考察を避けているようにも見受けられ、これは、とりもなおさず、本件番組の内容に偏りがあることを自ら認めているものと考えられる。

他方、管理・監督責任、チェック体制については、被控訴人は、制作者から上司責任者への取材報告、及び、上司から担当者への適宜指示が有るなどして、複数の人間が従事していたのであるから、管理・監督が機能していたと述べるだけで、何ら、具体的な管理・監督に関する客観的な証拠を示されていない。加えて、原判決が、制作担当者の真実相当性を認めたのであるから、管理・監督責任を問う必要がないと主張しているが、控訴人の言及は、制作担当者の真実相当性の内容を放送法上の義務に照らし合わせて多角的に、どのようにチェックしたかどうか

かを問うものであり、被控訴人の反論は、失当である。

いずれにしても、控訴理由書（17 頁）の他、原審において控訴人の主張する、①被取材者の多くが、本件番組で放送された内容が自ら述べた内容とは主旨を違えたものとなっていることを証言している事実、②本件番組が控訴人事業に対する名指し批判の内容であるにも関わらず、実際の事業現場を一度も取材していない事実、③本件番組が概ね出来上がっている段階の放送日直前に、（体裁のみを保たつめの）反対取材と称する、控訴人倉田、及び、厚生労働省担当室長へのインタビューが実施された事実、少なくともこれら 3 点につき、放送法上の義務の観点から、客観性を持った合理的な説明がなされない限りは、被控訴人の本件放送に対する真実性の抗弁は、成立しえないものである。

本件番組は、「放送法上の義務」に違反していることが明らかであり、悪質な名誉毀損（過失・故意性）事件であると言える。

非常に簡単に卑近な例えをするならば、被控訴人番組担当者は、初めから控訴人が悪者であると思って、それに合致する事象を取材編集し放送したものであり、本来のチェック機能が作用していたならば、控訴人が本当に悪者かどうかは、しっかりとした検証が必要であるところ、複数の監督責任者らは、制作者の取材結果を追認しただけで、控訴人事業の実際の現場を確認しようとはせず（或いは、取材するよう指示せず）に、そのまま放送したのであるから、取材はもとより、検証機能として不十分極まりない事象である。検証という限りは、別角度からの視点が少なくとも必要であり、具体的に何をどのように検証したのかを示さないまま、一面で真実相当性があるから、検証の必要性を欠くとの弁は失当である。正に被控訴人の姿勢そのものが、報道機関としての機能不全を証明していると言える。

（4）摘示事実（b）、及び、盗難遺骨について

控訴人の遺骨収集事業において、盗難遺骨の混入の事実は全くない。詳細は、控訴理由書（12 頁以下）に記載の通りである。

被控訴人の反論は、被控訴人の考察上の決め付けであり、いずれも可能性に基づく推論を独自に事実であると勝手に変化させているものである。

被控訴人は、「検証報告書」（甲 15、乙 28）により、フィリピン人の遺骨混入が明らかにされていると主張するが、同書には「あくまでも一定の可能性を示すものであって、直ちに確定されるものではない」と明記してあり、単に可能性が存在している、というものに過ぎない。が、しかし被控訴人はこの可能性を断定化し、事実であることを前提にして、フィリピン人の遺骨は墓から持ってきたとしか考えられないから、盗難遺骨事件と遺骨収集事業とが関連しているとするが、全く合理的でない。

加えて、被控訴人は、控訴人が隣村で遺骨収集を行っていたから、ワンワン村での盗難遺骨が控訴人に提供されることが十分あり得るとするが、これも想像上は可能性があるというに過ぎない。事実から考察すると、ワンワン村から隣村のアバタン村までは、車でも 6 時間以上かかること、イフガオ州の両村には特有の遺骨信仰があり、墓を暴くことは極悪である（家族、子孫に不幸が降りかかると信じられている）ことを村民らが熟知していること、フィリピンでは遺骨の移動が法的に禁止されており、それ自体が犯罪であること等を併せると、実際の可能性は、ほぼ無いに等しい。

更に、被控訴人は、ワンワン村の民が控訴人へ遺骨が渡っていることを疑っている、と言うが、その噂を村民に伝え広めたのは亀■■氏である。また、ワンワン村での会合では村民が疑いを控訴人にぶつける様子が撮影されていると述べるが（本件番組では「非難が相次いだ」とナレーションされている部分）、実際は全く非難等ではなく、亀■■氏の発言と控訴人の話に相違点があるので、公平に判断するに際して一部そのような質問が出た、というだけである。（詳細、ワンワン村での真実は、後述する通りである。甲 33）

また同様に、東ミンドロ州の盗難遺骨についても、控訴人は、盗難事件が起きた際に、控訴人がフィリピン国内で収集をしていたので、控訴人に盗んだ骨が提供された可能性があるとするが、これはもう言いがかりというしかない。加えて、骨を盗んだ犯人の動機が「控訴人スタッフが骨を買い取っているという噂を聞いたから」と述べているとするが、噂が事実であるという証拠は何も無い。

以上、被控訴人の反論は、全て、被控訴人の推察や決め付け、捏造に過ぎ無い。

もし、本審答弁書（8 頁以下）に記載の理由で、被控訴人が、盗難遺骨の混入を確信しているとするのであれば、明らかに推論による思い込みにしか過ぎず、取材不足のまま、事実在即さない推論によって、本件番組を制作したということであり、この事実を以ってしても、明らかに真実相当性を欠くものである。被控訴人は「それしか考えられない」という推論以外に、なんら具体的な混入の事実を掴んでいないのであるから、「盗難遺骨が混入している」という摘示事実においては不法行為が既に成立している。単に、確からしいと思った事象を証拠もなく断定して独自に決め付けただけに過ぎない。原判決においては、この被控訴人が過失によって（或いは故意に）「決め付けた」事象についても、真実相当性の根拠に含めている点につき、被控訴人は不服を申し立てるものである。

尚、噂が、審理判断の根拠になるのであれば、控訴人は、イフガオ州において複数の住民から、亀■■氏が頭蓋骨だけを 5,000 ペソで買い集めているという証言を聞いているし（甲 19、33）、また東ミンドロ州では、違法な日本人グループが、控訴人の遺骨収集許可証の写しだという書面を見せて遺骨を集めているという話も耳にしている。更には、控訴人現地スタッフは、ある日本人 A 氏から「宣誓供述書を買わないか？」と持ちかけられたこともある。その他、アメリカ人ボーコンレクターの話や朝鮮人グループの話、もちろん日本人遺族や戦友の話も含めて、現地で旧日本兵の遺骨を探している人間の話は、枚挙に暇が無い。これらは、

フィリピン国内に、それだけ旧日本人の遺骨が多数（37万人）残されていることの一面でもあるが、と同時に、旧日本兵の遺骨収集の噂（ひいては、遺骨盗難事件の誘発原因）が、全て、控訴人の事業と関連しているわけではないということの証しでもある。

被控訴人は、本書の冒頭で述べたとおり、控訴人関与以降の遺骨収集数の増加の理由が、正しく認められず、それ故に、どうしても盗難遺骨事件との関連付けをしたいようであるが、矛盾点が多く、話にならない。被控訴人は何一つ、控訴人へ盗難遺骨が提供されたという事実を確認していないのであるから、論理的な主張になっていないのは当然の帰結である。

## 5 「控訴人第一準備書面に対する被控訴人の反論」について

### (1) ワンワン村での真実

先述のとおり、ワンワン村の住民は、訴外亀■■氏から控訴人への悪評を聞き、控訴人に対して盗難遺骨への関与の疑いを持つに至ったのであるが、被控訴人がワンワン村に入る3日前には、控訴人が遺骨収集に関する事前説明等を村で行い、既に誤解が解けていたものである。（甲34：控訴人ステッカーを貼ってご満悦のワンワン村前村長（当時）

しかし、被控訴人が亀■■氏を伴い、村民を扇動取材して話を蒸し返したため、村民から、あらためて、村での遺骨収集を行うことを前提として、亀■■氏と控訴人とが直接話し合い、日本人同士、仲直りをしてはどうかとの提案があり、本件番組で使用された会合シーンに至ったものである。

実際の2日間に渡る会合の様子は、映像（甲33）の通りである。

- ・ 1日目：盗難事件をも含め、今後、村での遺骨収集をどのようにするか  
村民会合
- ・ 2日目：亀■■氏と控訴人との話し合い（村民立会い）、村民からの提案等。

村人たちは、努めて理性的に、「祖先の骨が盗まれたことは、自らにとって罰当たりなことなので、この問題を公正に判断したい」というものであり、かつ、村での遺骨収集についても、「骨を盗む話は聞いているが、村の代表を通せば、少なくともこの村から出る遺骨については、他の村からのものであったり、我々の祖先の骨ということは、無くなるのではないか」、「控訴人と村との合意文書を作りましょう。その後、収集を始めれば良いのでは？」などの非常に前向きな提案があったものである。

逆に、これらの提案に対し、亀■■氏は「遺骨収集をしばらく止めるべきで、そうしないと、とんでもないことになる」、「こんな問題が出てまで、遺骨収集をしないといけないのか？」と村民の提案を退け、更には「空援隊に協力するのであれば、今後はこの村に支援は出来ない」等、収集に反対意見を述べていたのであり、村民が、控訴人に対して非難するような場面は、一度も無かったというのが、真相である。加えて、被控訴人通訳の村■■氏や亀■■氏の、控訴人スタッフへの圧迫的な行為もあり、被控訴人も一緒になって意図的な会合の進行を試みていた様子であった。また、これら会合の様子は、ワンワン村前村長の証言にも合致するものである。(甲 27)

被控訴人は、前村長の証言第6項について、誤訳の箇所が特定されていないと主張するが、前後の文面からしても、摘示事実(b)「村人が控訴人を非難している」というシーン全体の意味を含んでいることは、自明である。

以上のことから、被控訴人は、本件摘示事実(b)に該当する本件番組のシーンについて、村人の話を意識し、かつ、事実に即さない故意の編集をして「非難が相次いだ」とのナレーションを入れて、シーンの捏造を行ったことは明らかであり、これも明確な違法行為である。

## (2) その他

### ① アバタン村、村民男性の追加証言について

被控訴人が、村民男性に対して、24000 ペソを受け取った経緯（労働の対価、金額の内訳）や、彼の年収等についての基本事項を確認していなかったことは事実であり、これは明らかに、被控訴人の取材上の手落ち（不十分な取材の結果）であるから、本件摘示事実（a）の真実性はもとより、真実相当性も存在していない。

## ② 「遺骨情報の報告」について

控訴人の提出した「残存遺骨情報記録票」（甲 30）は、証拠説明書にも記載の通り、一部抜粋であり、全部ではないので、被控訴人の遺骨数計算による主張は、失当している。

また、被控訴人は、平成 22 年度の報告書（甲 21-2、30）の提出日が平成 23 年 4 月 8 日であることを指摘して、本書の作成が訴訟提起後であるから真実相当性の反論に値しないと述べているが、これは、年度末の報告書であるために提出受付日が、翌年の 4 月になっているだけであって、本事業は本件放送等が原因で、平成 22 年 10 月には中止されており、提出した資料の作成が提訴後であるということではない。いずれも調査日程の直後に作成されているものである。

控訴人は、被控訴人が宣誓供述書に記載の情報以外の遺骨情報が無いかのよう  
に主張をしているので、その他にも詳細な情報が存在していた事実を明らかにす  
るために、「記録票」を例示したものであり、その元になる資料や映像資料等を  
含めると、反政府ゲリラ活動地域等を除き概ね全収集遺骨について記録が存在し  
ている。

また、控訴人は、被控訴人が、控訴人の事業現場を全く確認していないことを  
始めとして、事業の基本情報に関する取材を怠り、自己都合に合わせた周辺事情  
のみからの推論だけで、本件番組を放送した事実をもって、真実相当性に欠くこ  
とを主張しているのである。



### (3) まとめ

上記「ワンワン村での真実」と同様に、少なくとも各取材映像の記録が裁判上全て明らかになれば、「アバタン村（村長、及び、村民男性）」、「鑑定人」、「控訴人スタッフ」等の取材シーンの真実もより明確になり、被控訴人が、故意または過失により、虚偽事実の名誉毀損放送を行ったことが明らかになるものと思われる。

## 第2 控訴人の主張

原判決に対する、控訴人の主張は「控訴理由書」、「控訴人第1準備書面」及び「本書」に記載の通りである。

尚、原審「判決文」に記載されている原告主張には、一部誤認ないし遺漏があるので、該当部分について念のため、以下に一部抜粋して例示する。控訴審での控訴人主張に加えて、あらためての再考察を求めるものである。

### 1 目的の公益性について

本件番組は、訴外亀■■氏ら一部遺族の主張が色濃く反映されており、原審における被告証拠においてもその多くが亀■■氏らに関係・起因するものであるなど、偏りが見られる。また、控訴人への取材は、放送日直前であったことに加え、その内容も控訴人の主張を正しく伝えていない。更に、本件番組は、総じて控訴人の事業を名指しで非難する内容であるにもかかわらず、実際の事業現場を一度も取材せずに制作され、日本の海外戦没者遺骨帰還事業の基本的事項を理解しないまま、間違った情報を視聴者に与える内容になっている。結果、本件放送後、フィリピンにおける遺骨収集事業は中止を余儀なくされ、まさに、亀■■氏ら一部遺族の望むところとなっている。

よって、本件番組は、始めから控訴人を貶める目的で制作されたものであること

が、強く疑われるものであり、「目的の公共性」が担保されているとは言えない。(詳細は、原告第3準備書面21頁22頁に記載の通り。)

## 2 各本件摘示事実の真実相当性の判断について

### ① 本件摘示事実 (a)

原判決では、アバタン村の村民男性発言について、原告がテロップの誤訳のみを反論したとして判断されているが、原告主張は、テロップの翻訳部分のみでは無くナレーションをも含む本件番組上のシーンが、本件番組制作者の編集によって、男性が話した内容とは違うものになっているというものである。よって、厳密には、編集前の記録テープの精査が必要となるが、少なくとも、男性が受け取った24000ペソの内訳や、男性の年収について、番組制作者が確認を怠っていたことが明らかであり、発言シーンについても正確であるかどうかの疑いが存在する。また、遺骨は、発見状況等を記載した「宣誓供述書」とともに受領しており、数だけ数えてという表現は、明らかに誤りである。(該当部分は、訴状6頁、第一準備書面7頁9頁、第2準備書面17-21頁23頁)

### ② 本件摘示事実 (c)

原判決では、アバタン村長の発言について、原告がテロップの誤訳のみを反論したとして判断されているが、原告主張は、テロップの翻訳部分のみでは無くナレーションをも含む本件番組上のシーンが、本件番組制作者の編集によって、村長が話した内容とは違うものになっているというものである。(a)と同様に、厳密には、編集前の記録テープの精査が必要となるが、少なくとも次のナレーション部分が事実と相違していることが明らかであることから、発言シーンについても恣意的な編集の疑いが残る。

- ・ ナレーション「この村では、全ての宣誓供述書を村長一人で書いているという」

被控訴人提出の「宣誓供述書」(乙4-1、2、3)には、いずれも、遺骨収集者、アバタン村長、及び、弁護士の署名が記載されている。このナレーションは明確に恣意的である。

- ・ ナレーション「これまでに 2000 体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出した」

控訴人が、アバタン村で収集した遺骨数は、全部で 862 体しかない。

尚、被控訴人は、村長からそのように話を聞いたと抗弁していたが、正確な収集数について、控訴人又は厚生労働省に確認をしていないことが、明らかである。

(該当部分は、訴状 6 頁、第 1 準備書面 9 頁 10 頁、第 2 準備書面 23～26 頁) この扱いも同様に恣意的である。

### ③ 本件摘示事実 (d)

原判決では、原告の主張が全く評価無く無視されている。

(該当部分は、訴状 7 頁、第 1 準備書面 10 頁、第 2 準備書面 12 頁 13 頁 26 頁 27 頁)

尚、詳細は、控訴理由書 (7 頁 8 頁、11 頁、26 頁) にも記載している。

### ④ 本件論評、及び、本件摘示事実 (f)

原判決では、原告の主張が全く評価無く無視されている。

(該当部分は、訴状 5 頁、第 1 準備書面 10～12 頁、第 2 準備書面 10～13 頁 27 頁 28 頁、第 3 準備書面 11 頁 12 頁)

尚、いずれも「責任主体」は、控訴人ではなく、日本政府 (厚生労働省) である。(該当部分は、第 3 準備書面 16 頁 17 頁)

## 3 その他の重要な摘示事実について

以下、2つの重要な原告の重要な摘示事実への評価判断（指摘）が、原判決ではされていない（抜けている）。

① **新方式の採用（判決文-別表 03）**「原告は、遺骨と引き換えに労賃という名目で、遺骨一体辺りで換算した金銭を渡すという、従来に無い方法で遺骨を収集している。」

（該当箇所は、訴状 6 頁 7 頁、第 1 準備書面 7 頁 8 頁、第 2 準備書面 21 頁）  
事実ではなく、被控訴人の思い込みの範疇である。

② **遺骨混入を容認（判決文-別表 09）**「原告は、フィリピン人の遺骨が混入することを容認し、盗難遺骨等が混じることに対して開き直っている。」

（該当箇所は、訴状 8 頁、第 1 準備書面 13 頁 14 頁、第 2 準備書面 5 ～ 9 頁 29 ～ 31 頁）事実ではなく被控訴人の思い込みの範疇である。

**4 総合的な摘示事実「原告が政府から委託を受けた遺骨収集事業をずさんな方法で行っており、その結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている」**について

控訴理由書（13 頁 14 頁）にて、詳細は説明の通りであるが、原判決においては、この総合的摘示事実の「責任の主体（主語）」についての観点が無く、それが、最終的な判断を大きく見誤る原因のひとつとなったことは明らかである。よって、控訴審においては十分な検討と判断を求めるものである。

本件番組のずさんな実態の根拠としている重大な事実「遺骨収集の方法」及び「遺骨の判別」は、いずれも日本政府（日比政府の合意事項を含む）の承認・決定によるものであり、厚生労働省の監督・指導の下、或いは、厚生労働省の職員が直接執り行っていたものであって、控訴人事業上の問題点や不備ではない。

（該当箇所は、第 3 準備書面 16 頁、17 頁）

## 5 放送法第9条について

控訴理由書（36頁37頁）を含め、控訴人の求めるものは、第1準備書面4頁5頁、及び、第2準備書面32頁33頁に記載の通りである。

## 第3 証拠の追加

### <北マリアナ諸島等での活動>

原告第3準備書面（15頁）でも記載の通り、控訴人は、本件番組の放送以降も、フィリピン以外での政府遺骨収集事業について活動を政府と共にしており、引き続き、現在も北マリアナ諸島等において、厚生労働省と共同で、海外戦没者遺骨の捜索、情報収集、遺骨の収容等を行っている。（甲35）

仮に、本件番組で摘示されているように、フィリピンでの委託事業において、控訴人がずさんな運営をしていた結果、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されていたのであれば、上述のような他地区においての厚生労働省との共同作業などあり得るはずもないものである。

が、しかし、厚生労働省は、現在も控訴人の活動に信頼をおき、活動を共にしているのであるから、本件番組の摘示事実が、誤りであったことが証明されている。

## 第4 まとめ、結語

### <提訴に至った最大の理由>

他メディアも事実誤認や偏向報道があるが、責任の所在を日本政府にしている。

又は、責任の所在があいまいでも、控訴人の主張を一部でも報道している。

或いは、最初から、バラエティ番組内の一コメント程度である。

被控訴人は、真実であることが前提の報道番組において、且つ、30分にも及ぶ番組全体で、責任の所在を控訴人にして名指しで非難する内容を放送した。

加えて、被控訴人は、控訴人の事業現場を一度も取材しておらず、作業実態や事業の基本事項すら確認せずに、衝撃的な周辺事象からの推論だけで番組を制作しており、直接的な根拠が何もないままの状態であるにもかかわらず、それでも真実相当性が認められたことは、目的の公益性に照らしてみても、故意・過失性が否定される根拠であることからしても、明らかに矛盾している。

以上の理由により、控訴人は、原判決を取り消した上で、控訴状に記載趣旨の判決を求めるものである。

以上